

2020年6月10日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

### 保険料払い込み猶予期間の延長に関する追加措置について

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「当社」）では、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまに対し、保険料の払い込みに関する期間の延長を実施しておりますが、下記のとおり、追加の取り扱いを実施いたします。

#### 記

- 現在、お客さまからのお申し出により、2020年3月16日から、保険料の払い込み猶予に関する期間を最長6ヶ月間（2020年9月30日まで）延長する特別取り扱いを行っております。
- 延長期間経過後も保障を継続するためには、延長期間分の保険料（払込猶予保険料）全額を延長期間満了日（2020年9月30日）までに払い込みいただく必要がありますが、今般、このようなご契約に対し追加措置を実施いたします。
- 具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長期間満了日までに保険料全額の払い込みが困難な場合は、2020年9月30日までの払込猶予保険料を当社所定の方法により2021年4月30日までに支払うことを可能とします（※）。

※当取り扱いは、2020年9月30日まで保険料の払い込み猶予に関する期間の延長を行ったご契約を対象に実施いたします。

<カスタマーサービスセンター>

**フリーダイヤル：0120-817-024**

**【受付時間】** 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9:00～午後5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

以上